

2023年 5 月 17 日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第35回口頭弁論が行われました

— 次回口頭弁論は2023年10月 3 日 —

本件は、川内原子力発電所 1、2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（2012年 5 月 30 日）から第 12 次（2019年 7 月 31 日）にわたり、提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めています。

本日、鹿児島地方裁判所において標記の口頭弁論が行われました。なお、次回口頭弁論については2023年10月 3 日に指定されました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上